

香美町ものづくり支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の活性化と産業の振興を図るため、地域の資源や特徴を活かした商品開発及び既存商品の改良、又は6次産業化（6次産業化とは、第1次産業「農林漁業」従事者による第2次産業「製造業、加工業等」及び第3次産業「販売業、観光業等」への取り組みをいう。）の推進を図るために要する経費に対し、予算の範囲内で香美町ものづくり支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、香美町補助金等交付規則（平成17年香美町規則第37号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する者で、次項及び第3項のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に本店又は本所を有する事業者（個人事業者を含む。）
- (2) 町内に住所を有する個人又は団体
- (3) 前2号に掲げる者のほか、町長が適当と認めた者

2 町の徴収金に滞納がない者

3 この補助金と同種の補助金等の交付を町から受けていない、又は受けようとししない者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する事業で、補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日までに完了する事業とする。

- (1) 事業化を目的とした新製品、新技術、新サービスの開発又は既成製品の改良又は生産方式等の改善に関する事業
- (2) 農林水産物を用いた新たな加工品の製造及び販売に取り組む事業

(補助対象経費、補助率及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる事業経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

2 国、地方公共団体又は公共的団体から他の補助金等の交付を受けるときは、当該補助金等の交付を受ける額を補助対象経費から控除する。

（補助金の交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、香美町ものづくり支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 申請企業等の概要（様式第4号）
- (4) その他町長が特に必要と認める書類等

（補助金の交付の決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認める場合は補助金の交付を決定し、香美町ものづくり支援事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 前条の規定による決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、事業が終了したときは、速やかに香美町ものづくり支援事業実績報告書（様式第6号）に、次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第7号）
- (2) 成果品の写真
- (3) 領収書など支払いが分かる書類の写し
- (4) その他町長が特に必要と認める書類等

（補助金の請求）

第8条 補助決定者は、前条の規定による書類等を提出し、町長の審査を受けた後、香美町ものづくり支援事業補助金請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の補助金請求書が提出された後に補助金を交付する。

(決定の取消し)

第9条 町長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (2) 補助対象事業を承認なく変更又は取りやめをしたとき
- (3) 虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき
- (4) 前3号に規定するもののほか、この要綱に違反したとき

(補助回数の制限)

第10条 補助金の交付は、同一人に対し1年度あたり1回を限度とする。

(補助金の返還)

第11条 補助決定者は、町長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、町長の定める期限内に、当該補助金を返還しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の申請、交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月1日告示第8号)

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の香美町ものづくり支援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に交付される補助金から適用し、この告示の施行の日前にこの告示による改正前の香美町ものづくり支援事業補助金交付要綱の規定により交付された補助金については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年3月26日告示第40号)

この告示は、令和2年4月1日(以下「施行日」という。)から施行し、この告

示による改正後の別表の規定は、施行日以後の補助金について適用し、施行日前の補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 9 月 30 日告示第 187 号）

（施行期日）

1 この告示は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第 4 条関係）

補助対象経費	補助率	補助金の額
専門家謝金・専門家旅費、特許等の取得に係る費用、外注加工費、デザイン開発費、市場調査費、調査研究委託費、その他町長が特に必要と認めた費用	補助対象経費の 2 分の 1 以内	上限 500 千円